

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年11月19日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都マルベリー協会

### (2) 代表者の氏名

森井 源三郎

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区上高野薩田町109番地

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、わが国の近代化に当たって、その原動力の役割を果たした養蚕業が、現在では著しく衰退した状態にあることを深く憂慮し、新たな研究開発と用途開発に基づく養蚕業の新展開を目指し、カイコに関する生物学的研究や生糸に関する化学的研究等の最新の成果を踏まえて、国内の各地域に残されている養蚕・生糸・織物等に関連する多様な文化的・芸術的伝統を有機的に連結して、新しい「カイコ文化」を創造し、広く国内外に普及することによって、地域経済活動の活性化を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年11月7日

(文化市民局地域自治推進室)